

磐清水自治協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、磐清水自治協議会と称し、事務所を磐清水市民センター内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 この会は、区内自治会、団体、企業等の連絡協調を図り、地区民の親睦を深めると共に、地域協働の推進により、地域の実情に合った、明るく健康で豊かな住み良い地域づくりと、地域の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 自治会、団体、企業等の連絡協調に関する事。
- (2) 住民福祉等地域全体で行う事業に関する事。
- (3) 生活の合理化、環境の整備・浄化に関する事。
- (4) 教養・文化を高める事業に関する事。
- (5) 地域づくり活動の推進に関する事。
- (6) 地域を代表して、市行政との意見交換と地域課題解決の提案に関する事。
- (7) 一関市磐清水市民センター、一関市磐清水文化センターの指定管理に関する事。
- (8) その他、目的達成に必要な事項。

第3章 組織

第4条 この会は、磐清水地区民を会員とし、磐清水地区内の各自治会役員、事務局長、地区団体長等、企業等の代表及び必要に応じて自治会の推薦者をもって構成員とする。

第5条 この会に、会長が必要と認めるときは、委員会、部会を設けることができる。

第4章 役員

第6条 この会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名 理事 若干名
監事 3名

第7条 役員は総会において選任する。

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 理事は、事業運営にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査する。

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠に就任した場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了後も、後任者の就任まではその職務を行なう。

第5章 会議

第10条 この会の会議は、総会、理事会及び諸会議とする。

- 2 総会は、年1回会長が構成員を招集する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 3 総会の付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃に関する事。
- (2) 事業計画並びに予算に関する事。
- (3) 事業報告並びに決算に関する事。
- (4) 役員を選任に関する事。
- (5) 地域づくり計画に関する事。
- (6) 会費の額等に関する事。
- (7) その他会長が必要と認める事。

第11条 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときには前項に定める以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 理事会は次の事項を協議、決定する。
 - (1) 総会に付議する事項。
 - (2) 事業の執行に関する事。
 - (3) 地域づくり計画に定める事業の推進に関する事。
 - (4) 行政当局との案件処理に関する事。
 - (5) その他必要と認める事項。

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第6章 会 計

第13条 この会の経費は、会費、委託料、負担金、補助金、寄付金、使用料及びその他の収入をもって充てる。

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

第15条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局員若干名を置き会長が任免する。
- 3 事務局長は、事務を総括する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第8章 補 則

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和62年7月8日から施行する。

平成13年5月25日一部改正

平成18年5月9日一部改正

平成27年5月21日一部改正

平成29年5月10日一部改正

令和 2年2月25日一部改正

この規約は、令和2年2月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

令和3年3月25日一部改正

この規約は、令和3年4月1日から施行する。